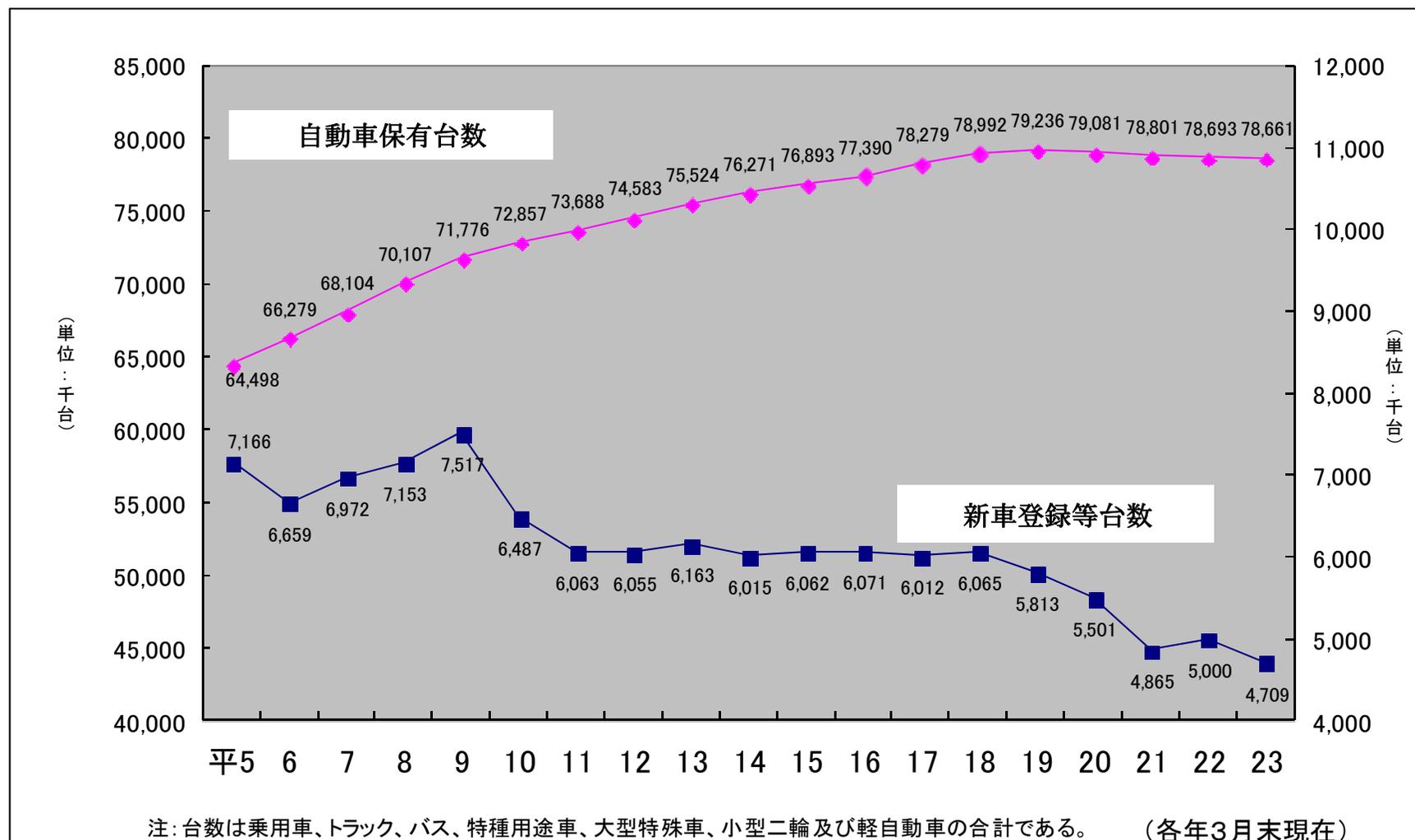


ナンバープレートの現状について

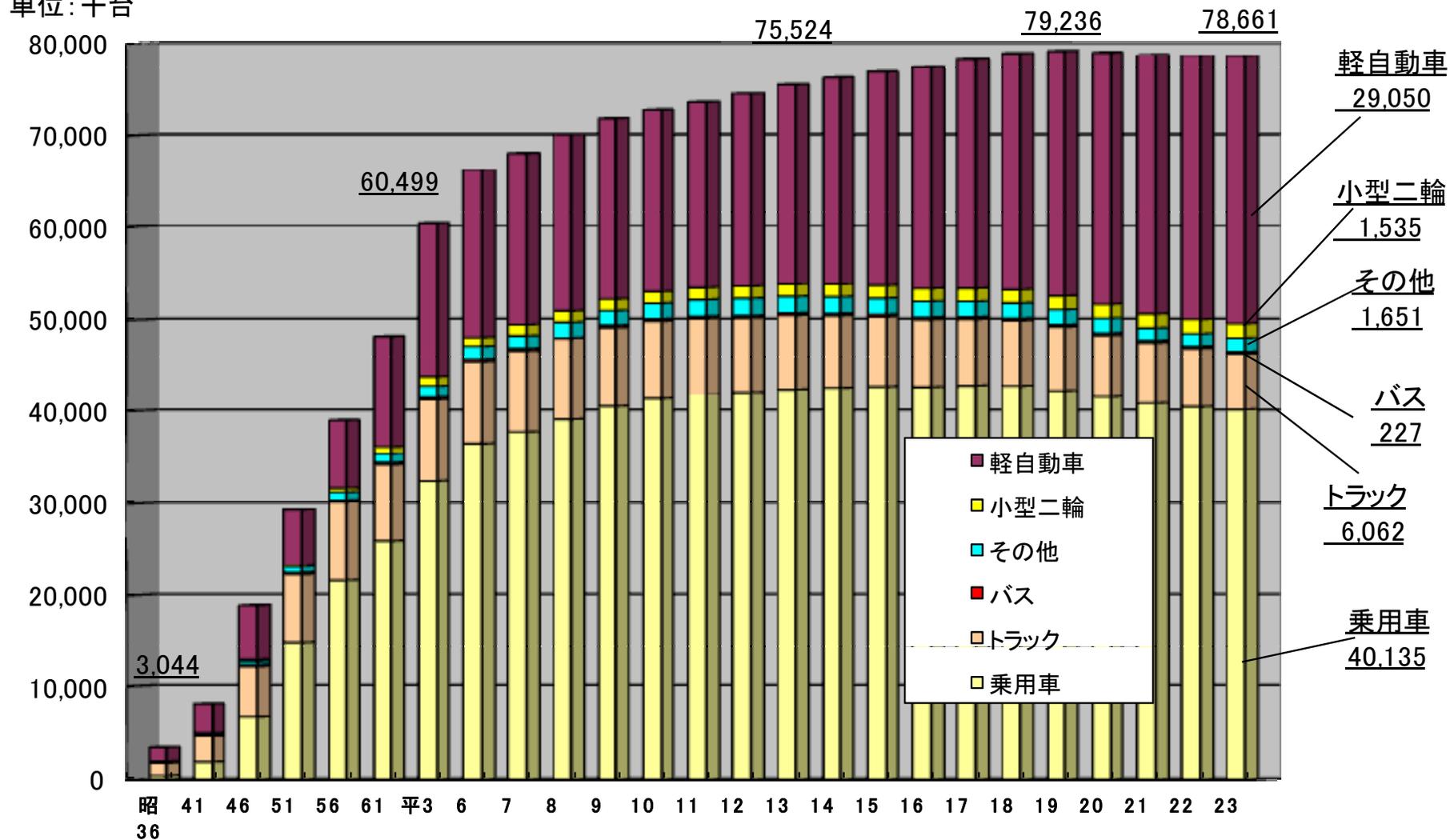
自動車局 自動車情報課

自動車保有台数及び新車登録等台数の推移



車種別自動車保有台数の推移

単位：千台



ナンバープレートの種別

ナンバープレートには、登録自動車に取り付ける自動車登録番号標、軽自動車等に取り付ける車両番号標、原動機付自転車に取り付ける原動機付自転車番号標の3つの種別がある。

ナンバープレート種別	自動車の種別	交付の根拠	表示義務	取付位置、表示方法を定める省令
 自動車登録番号標 	【登録自動車】 普通自動車、 小型自動車 (二輪を除く)、 大型特殊自動車	道路運送車両法 第11条第1項	道路運送車両法 第19条第1項	[取付位置] 道路運送車両法施行 規則第7条 [表示方法] 道路運送車両法施行 規則第8条の2
 車両番号標 	【検査対象自動車】 二輪小型自動車 軽自動車 【検査対象外軽自動車】 軽二輪自動車	道路運送車両法 第60条第1項 (番号指定のみ) 道路運送車両法 第97条の3第1項 (番号指定のみ)	道路運送車両法 第73条第1項 道路運送車両法 第97条の3第2項 (73条第1項を準 用)	道路運送車両法施行 規則 第43条の7 道路運送車両法施行 規則 第63条の8
原動機付自転車 番号標 	原動機付自転車	地方税法第446 条第3項	市町村税条例等	—

本来の機能

- ① 自動車登録の外形的表示
車両が自動車登録ファイルに登録されていることの外形的表示
- ② 登録時の保安基準適合性の表示
車両が自動車の検査を受け、安全性や公害防止の観点から保安基準に適合していることが推認

付加された機能

自動車登録の際に以下のような他の行政目的に係る事項を確認しており、ナンバープレートの表示により、これらの事項が行われていると推定。

- ① 自動車保管場所証明の取得
- ② 自動車損害賠償責任保険契約の締結
- ③ 自動車重量税の納付
- ④ 自動車税及び自動車取得税の納付

その他の機能

- ・地域に対する愛着の醸成
- ・個人のアイデンティティの表現

社会的な機能

- ① 自動車の車種等の識別
 - ・登録自動車と軽自動車等の識別
 - ・自家用自動車と事業用自動車の識別
 - ・貨物自動車、乗合自動車、特殊用途自動車等の識別
 - ・レンタカー、駐留軍人軍属私有車両の識別
 - ・登録を受けた運輸支局等
- ② 社会的利用
 - ・有料道路の料金収受
 - ・レンタカー等乗り逃げ車両の識別
 - ・バス、タクシー、トラック営業類似行為の防止
 - ・ひき逃げ事件などの犯罪捜査
 - ・自動車速度取締器による違反車両の特定
 - ・無謀運転、迷惑駐車の情報

ナンバープレートは、自動車登録の外形的表示等の一定の機能を果たすために、以下のような条件を備えることが必要。

一意性

自動車のナンバープレートの内容は、当該自動車に固有のものであり、複数の自動車に対して同時に同じ内容のナンバープレートを取り付けることはできず、自動車を外形上特定するためには、ナンバープレートに一意性を持つ表示内容が必要。

視認性

自動車のナンバープレートの表示内容が目視で簡単に判断できるということが、様々な社会活用の中で要求され、表示内容を瞬時に判断できるような高い視認性が必要であり、違反車両や無謀運転車両の特定のためにも、瞬時にナンバープレートの表示内容が読み取れることが必要。

記憶性

違反車両や無謀運転車両の特定等のために、表示内容を容易に記憶できるような高い記憶性が必要。

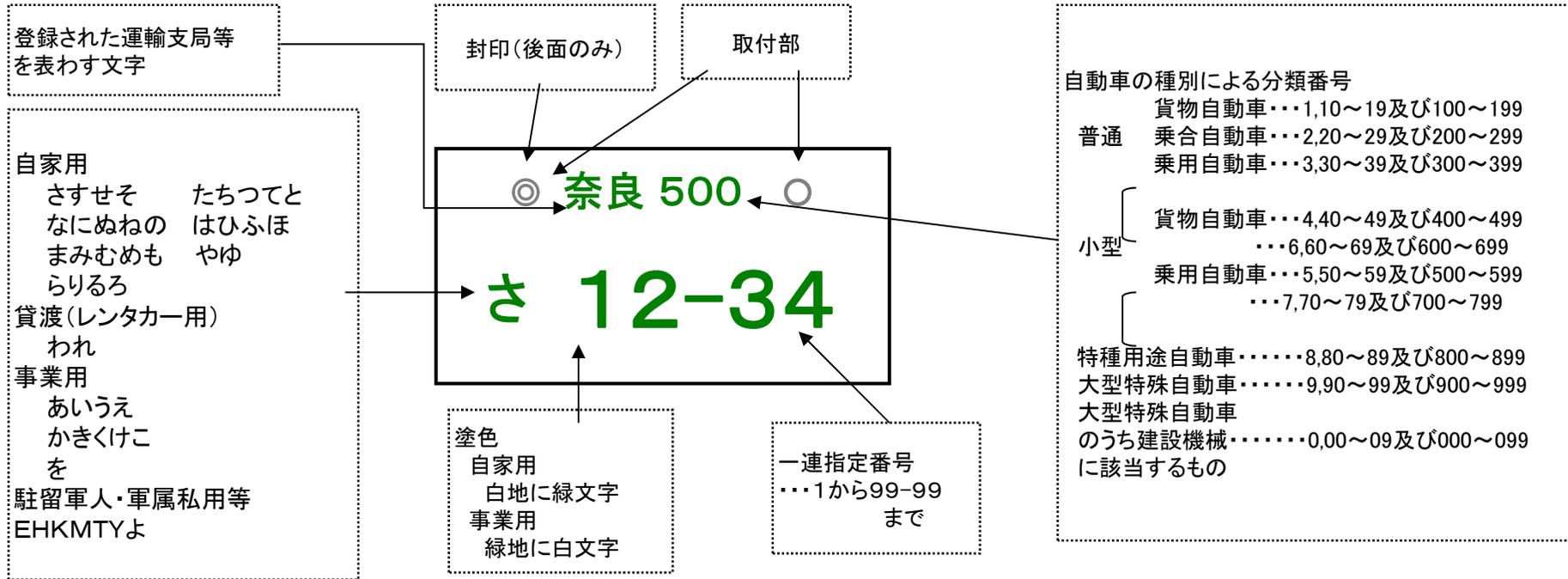
自動車の種類の識別

高速道路における料金收受時の適用料金の判断や営業類似行為の防止等のために、軽自動車や事業用自動車等の自動車の種類の識別ができることが必要。

耐久性

ナンバープレートは、自動車の外形に取り付けられ、自然環境に長期間さらされるので、品質を維持するための耐久性が必要。

現在のナンバープレートの形状と表示内容



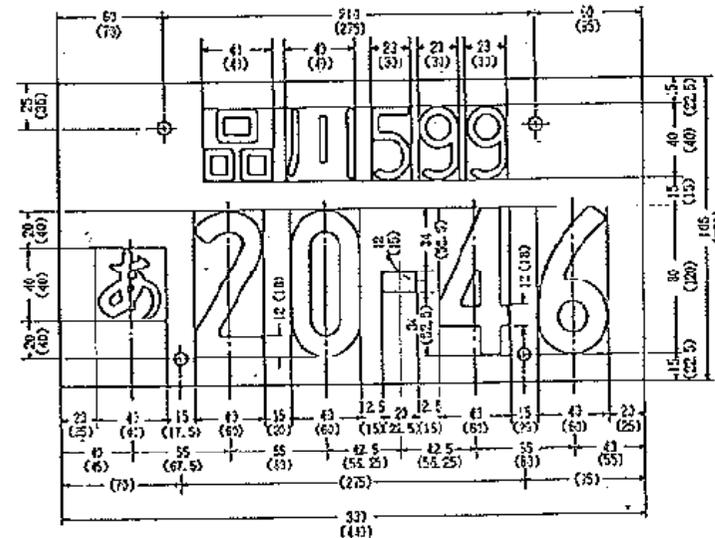
道路運送車両法施行規則第11条

自動車登録番号標は、第1号様式による。

2 略

3 自動車登録番号標は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものであること。
- 二 使用に十分耐える厚さ及び硬度を有するものであること。
- 三 腐しよく、さび又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。
- 四 塗色の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。
- 五 塗膜のはげ落ち又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。



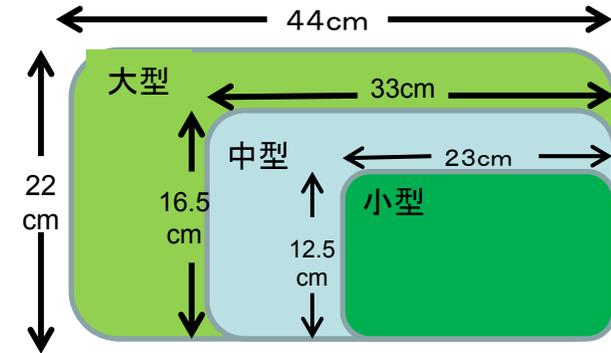
ナンバープレートの種類



①大型:自家用



②大型:事業用



③中型:自家用



④中型:事業用

大型サイズのナンバープレート①、②
車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の普通貨物自動車、乗車定員が30人以上の普通乗合自動車に取付られている。

中型サイズのナンバープレート③、④、⑤、⑥
最も多く普及しているサイズ。大型板取付車及び二輪の小型自動車以外の自動車に取付られている。

小型サイズのナンバープレート⑦、⑧
総排気量125cc若しくは定格出力0.60キロワットを超える二輪自動車に取付られている。



⑤中型:自家用(軽自動車)



⑥中型:事業用(軽自動車)

自家用ナンバープレート(登録車、二輪)①、③、⑦
白色地の緑文字

事業用ナンバープレート(登録車、二輪)②、④、⑧
緑色地に白文字



⑦小型:自家用(二輪)



⑧小型:事業用(二輪)

自家用ナンバープレート(軽自動車)⑤
黄色地に黒文字

事業用ナンバープレート(軽自動車)⑥
黒色地に黄色文字

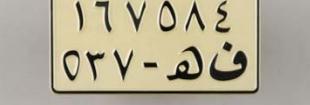
ナンバープレートの歴史

昭和26年	1951年	「道路運送車両法」による自動車の登録制度の確立。「府県の頭文字」、「分類番号」等を横一列に表示する。(塗色は自家用の白地と事業用の橙黄地)。	  <p>自家用(府県表示) 自家用(東京都は地名省略)</p>
昭和27年	1952年	軽自動車が登録制度の対象から届出制に移行。軽自動車のナンバープレートに「分類番号」がなくなり、小さくなって「府県の頭文字」と「一連番号」を横一列に表示する(塗色は自家用が白地、事業用が黄地)。	
昭和30年	1955年	普通・小型自動車及び軽自動車のナンバープレートに「平仮名」表示が加えられ、上下二段表示となる。普通・小型自動車の左上が「府県の頭文字」(東京は省略)、右上が「分類番号」となり、軽自動車の上段は「府県の頭文字」のみとなる。大きさは普通・小型自動車の現在の大きさと同じになる(軽自動車は一回り小さい)。	  <p>自家用 (東京都は地名省略) ひらがな文字導入</p> <p>事業用</p>
昭和36年	1961年	軽自動車のナンバープレートに「分類番号」が復活し、若干大きくなる。左上が「分類番号」、右上が「府県の頭文字」となり、普通・小型自動車とは逆に表示する。	
昭和37年	1962年	普通・小型及び軽自動車ともナンバープレートの塗色について、自家用の白地は変わらないが、事業用を緑地に変更。大型トラックやバス用の大型ナンバープレートが登場する。軽自動車の「平仮名」は上段は移動。	  <p>自家用</p> <p>事業用(ハイフン導入) 東京都に地域名導入</p>
昭和39年	1964年	普通・小型及び軽自動車とも頭文字からフルネームの「地域名」表示に順次移行。	 <p>自家用 地域名フルネーム化</p>

ナンバープレートの歴史(続き)

昭和42年	1967年	普通・小型自動車の「分類番号」が二桁になる。	 自家用 分類番号二桁化
昭和48年	1973年	軽自動車の車検制度が復活。「分類番号」も二桁になる。	
昭和50年	1975年	軽自動車のナンバープレートの大きさ及び表示方法が普通・小型車と同じになり、塗色は自家用が黄地、事業用が黒地となる。	 自家用  事業用
平成11年	1999年	普通・小型自動車の「分類番号」が三桁になり、希望番号制が全国で開始される。(平成10年に先行で分類番号三桁、希望番号が開始された地域もあり。)	
平成17年	2005年	軽自動車の分類番号が三桁になると同時に希望番号制が開始となる。	 自家用  事業用
平成18年	2006年	ご当地ナンバー導入。平成20年までに19地域20箇所では交付開始となる。	 自家用  事業用

海外のナンバープレート

イギリス 	フランス 
ロシア 	ドイツ 
ベルギー 	イタリア 
イラン 	ギリシャ 
アラブ首長国連邦・ドバイ 	イスラエル 
アラブ首長国連邦・アブダビ 	イラク 
クウェート 	オマーン 

リビア 	コンゴ民主共和国 
エジプト 	タンザニア 
ギニア 	ブルキナファソ 
南アフリカ 	ケニア 
メキシコ 	アルゼンチン 
ボリビア 	ブラジル 

中国 
韓国 
タイ 
シンガポール 
ニュージーランド 
オーストラリア 

カナダオンタリオ州 	米国ニューヨーク州 	米国ジョージア州 	米国ハワイ州 	米国フロリダ州 
--	--	--	---	--

分類番号の3桁化に伴い導入された制度。(登録自動車は平成11年より、軽自動車は平成14年より開始。)ナンバープレートを好きな番号にしたいというユーザーからの要望もあり、分類番号の3桁化に合わせて、一連番号部分を選択制としたもの。希望の多い番号については、抽選制としている。(一連番号部分以外は選択できない。)



抽選対象希望ナンバー(全国共通)

1	7	8	88	333
555	777	888	1111	3333
5555	7777	8888		

○希望ナンバー対象となるものは、
 ・登録自動車の自家用・事業用
 ・軽自動車の自家用
 (軽自動車の「わ(貸渡)」「AB(駐留軍)」は希望ナンバーにはならない。)

○登録自動車の事業用と自家用の貸渡自動車については、全て一般希望ナンバーとなる。(抽選希望ナンバーはない。)

○抽選は毎週一回月曜日にコンピューターによる抽選を行い、当選者のみ取得できる。

○希望番号の申し込みは、インターネット若しくは管轄のナンバーセンターにて可能である。

希望ナンバー制度

登録自動車の特定地域名表示に限って追加された抽選番号	
大宮	3,1122
品川	3,5,9,11,33,55,77,111,1122,1188
足立	3
練馬	3,55
多摩	3
横浜	3,5,9,11,33,55,77,111,1000,1001,1122,1188,2525,8008
岐阜	3
名古屋	3,5,9,11,18,33,55,77,111,1122,1188,2525,8008
大阪	3,5,11,33,55,77,111,1000,1001,1122,1188,7788,8008
なにわ	3,5,55,77
和泉	3,8008
京都	3,5,11,55,77,1122,8008
神戸	3,5,11,33,55,77,111,123,1000,1001,1010,1122,1188,2525,7788,8008

軽自動車の特定地域名表示に限って追加された抽選番号			
大宮	2525	熊谷	1122,2525
所沢	2525	富士山	3776
岐阜	3,5		
和泉	3,5,111,1000,1001,8008		
京都	3,5,11,111,1000,8008		
姫路	2525	奈良	3
滋賀	3,8008	広島	1001
岡山	2,3,5,11,33,123,1001,1122,8008		

○特定の地域によっては特に人気が高いナンバーについて、一般希望ナンバーから抽選希望ナンバーに移行されているものがある。

○現行、抽選希望ナンバーの払出個数は原則4個、小型乗用車及び小型貨物車にあつては原則8個となっている。

○特に払出が進んでいる一部の抽選希望ナンバーについては、払出個数を2個(小型乗用車及び小型貨物車は4個)としている。

普通乗用「3」ナンバー
 4個→2個になったもの…和泉「8」、
 2個→1個になったもの…神戸「88」、大阪「8」

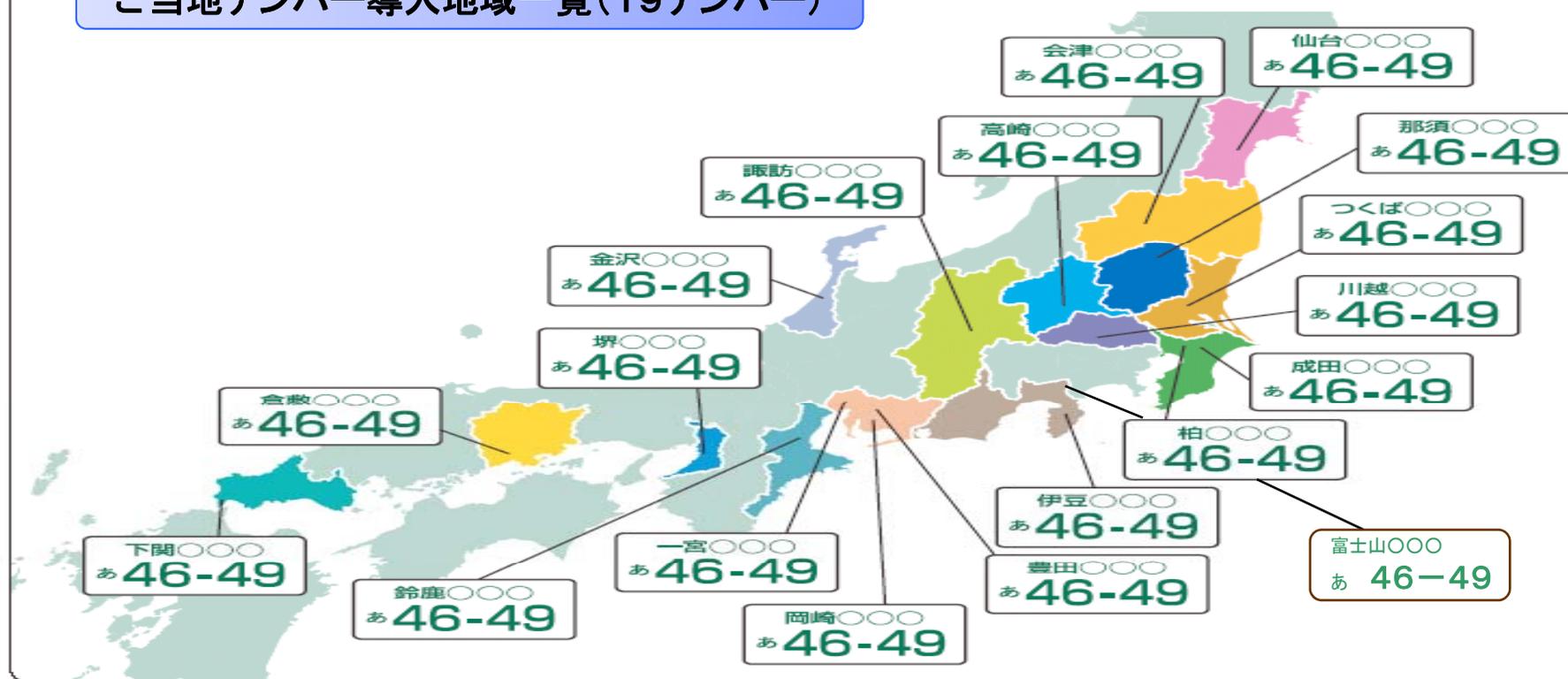
ご当地ナンバーの導入

ナンバープレートの地域名表示は、従来から当該自動車の使用の本拠地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称や所在地を表示しており、当該事務所の新設に伴い、その名称等が追加されてきたが、地域振興や観光振興等の観点から、当該事務所の新設に関わらず、募集(平成16年11月～平成17年5月)に基づいて、新たな地域名表示のナンバープレートを導入。

※ 募集時の要件: 経済圏等一定のまとまりのある広く認知された地域、登録自動車数10万台以上等

平成18年度に「仙台」、「柏」、「金沢」等18ナンバーの交付を開始するとともに、平成20年11月からは2つの県(山梨、静岡)にまたがる初めてのナンバーとなる「富士山」の交付を開始。

ご当地ナンバー導入地域一覧(19ナンバー)



自動車登録番号標は、自動車の前後に見やすいように取付け、封印の取り付けを受けなければならない。封印の取り付けは、自動車の後面に取り付けた自動車登録番号標の左側の取り付け箇所に行く。(道路運送車両法第11条、道路運送車両法施行規則第7条、第8条、第8条の2)



封印の刻面は、都府県名の頭文字を刻印しており、頭文字が同じ文字の場合には全て表示する。(「長野」「長崎」のように同じ頭文字の場合は縦に「長野」「長崎」とそれぞれ刻印されている。)

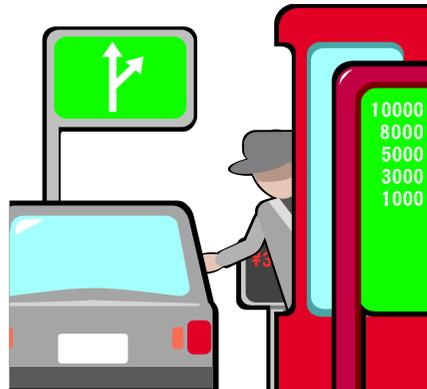
北海道においては、支局単位での刻面になっている。(札幌は「札」、室蘭は「室」など)

封印の取り付けは、国土交通大臣または道路運送車両法第28条の3第1項による委託を受けた「封印取付受託者」から受けなければならない。(道路運送車両法第11条)

「封印取付受託者」はその要件により、①再封印を含む全ての自動車へ施封を行える者と、②自ら販売する自動車などに限定して施封を行える者と大きく2つに分かれている。①については、運輸支局等に近接して事業場を設けることなども要件に含まれている。(道路運送車両法施行規則第13条)

○有料道路料金の収受

ナンバープレートに表示された登録情報から車種区分に応じた料金の収受



○観光・地域振興

ご当地ナンバーの導入により、観光・地域振興に寄与

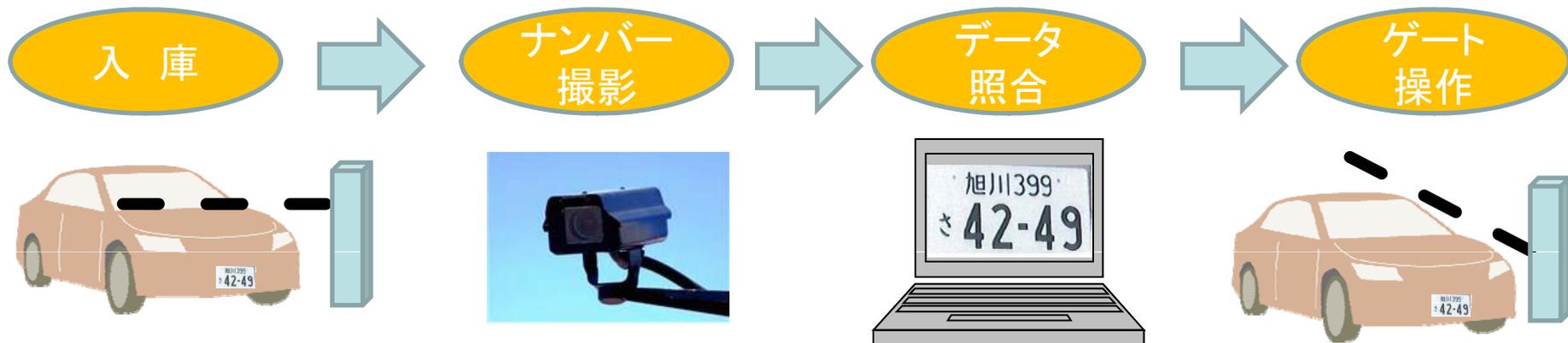


富士山599
さ37-76

ご当地ナンバーの例

○駐車場での活用

あらかじめデータ登録を行っているナンバープレート番号について、車両の入出時にカメラで撮影・認識し、登録データと照合することで自動でゲートの開閉を行う



自動車の登録制度の意義・目的

自動車登録情報は、他の各種行政・制度を支えるものであり、相互に連携

行政登録

登録の際に、車両の安全のほか、自賠責付保、納税等の確保、犯罪防止等を図る等各種行政を遂行する基盤を提供。

民事登録

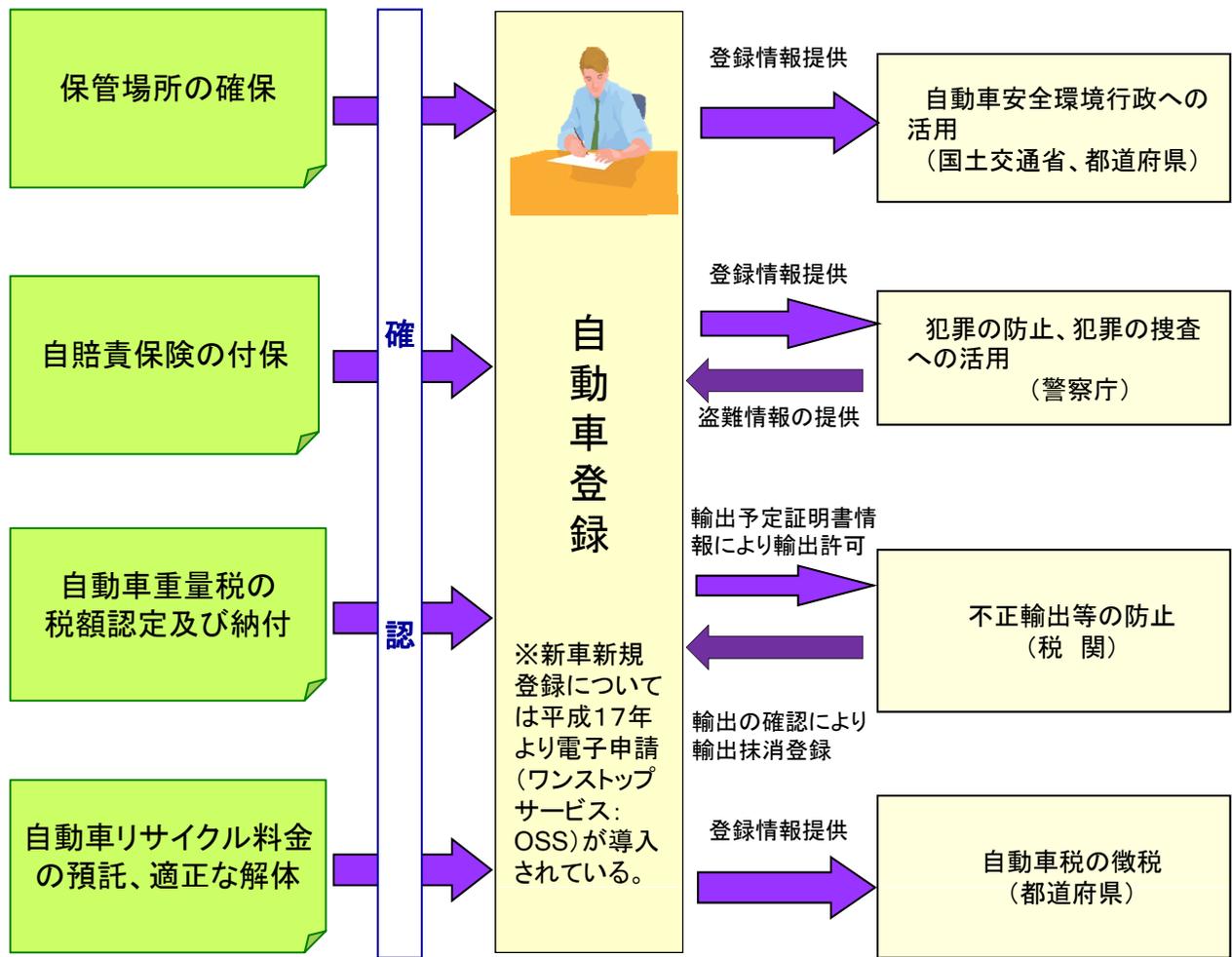
自動車の取引の安全を確保するため、**所有権の公証**を行う。

自動車登録の種類・業務量等

新規登録、変更登録、移転登録、永久抹消登録、一時抹消登録、登録事項等証明書の交付など年間約**2,200万件**。(平成22年度)
登録車両数約**4,800万台**(平成22年度末)

自動車登録の実施体制

全国53の運輸支局等、38の自動車検査登録事務所において、**726人の職員**(平成22年度末定員。沖縄総合事務局管内の定員を含み、自動車検査登録事務所長を除く)が従事。



運輸支局等(品川、神戸など)

自動車登録手続きの種類と実績

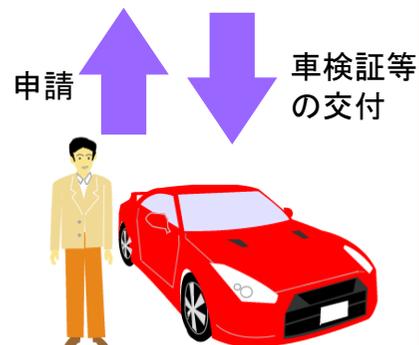
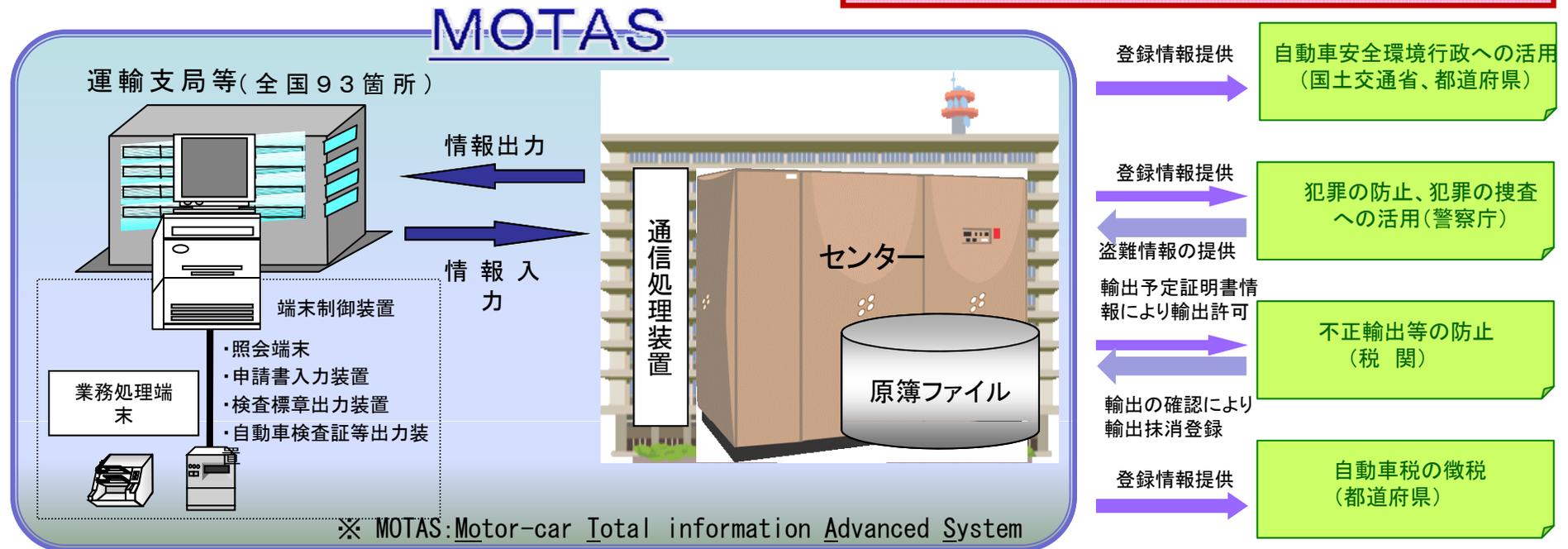
新規登録	登録を受けていない自動車(新車等)を新規登録する場合	約355万件
移転登録	所有者の変更があった場合	約617万件
変更登録	所有者の住所、氏名等に変更があった場合	約141万件
永久抹消登録	自動車が滅失・解体した場合等	約44万件
輸出抹消登録	自動車を輸出しようとする場合	約22万件
一時抹消登録	自動車の使用を一時的にやめた場合	約364万件
登録事項等証明書	自動車登録ファイルに記録されている事項に関する証明書の交付 (運輸支局等の窓口への申請)	約157万件
	自動車登録ファイルに記録されている事項の電子的情報提供 ((財)自動車検査登録情報協会への申請)	約816万台分
解体届出	一時抹消登録を受けた自動車を解体した場合	約151万件
輸出予定届出	一時抹消登録を受けた自動車を輸出しようとする場合	約77万件
輸出証明返納に伴う一時抹消登録証明書交付	輸出取りやめに伴う一時抹消登録の場合	約5万件
嘱託登録	裁判所等からの依頼を受けた登録	約5万件
更正登録	登録内容に誤謬があった場合	約2万件
年間処理件数(平成22年度)		約2,177万件
登録車両数(平成22年度)		約4,800万台

MOTASシステムの概要

昭和45年3月に自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)を導入し、運輸支局、自動車検査登録事務所等では、自動車の新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録、継続検査等の自動車の登録検査業務について、以下のようなシステムを利用(平成24年1月より次期MOTASシステムが稼働開始予定。)

【MOTASで管理している保有車両数の推移】(各年度3月末現在)
 H20年度:5,063万台、H21年度:5,005万台、H22年度:4,961万台

自動車登録情報は、他の各種行政・制度を支える重要な基盤



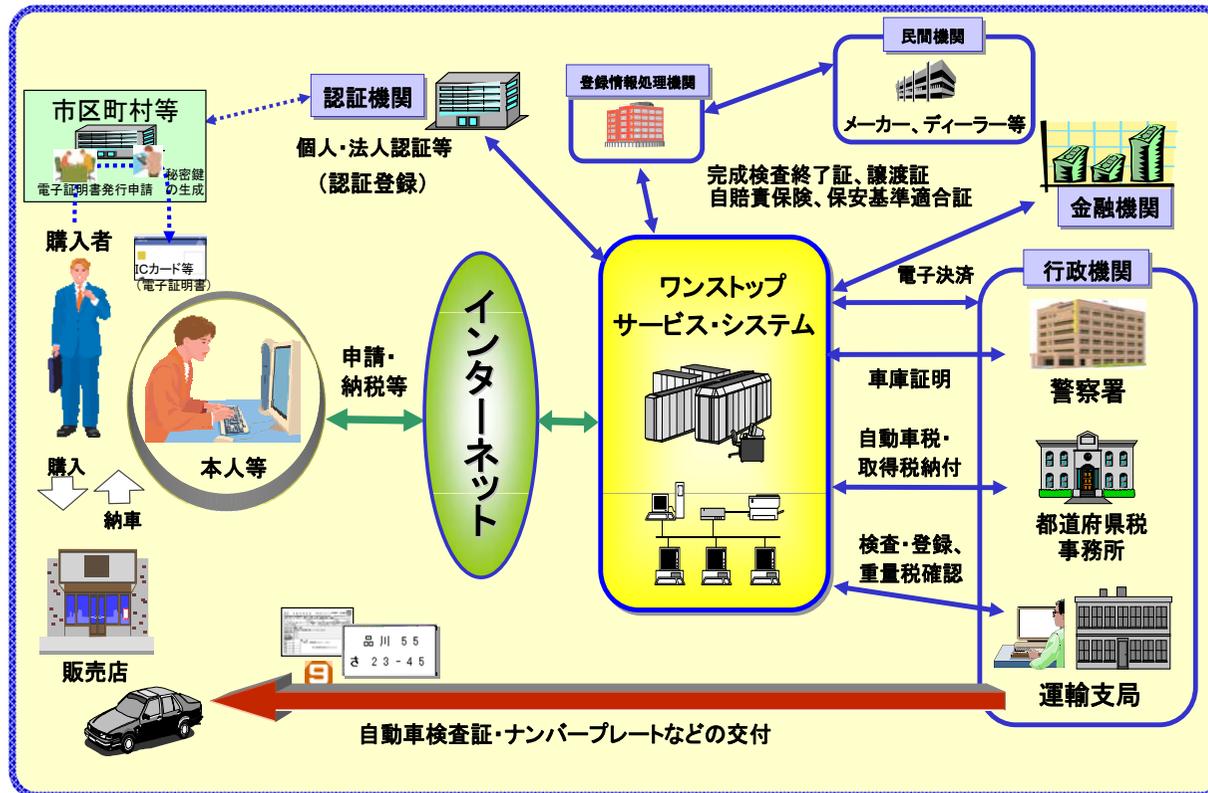
【MOTASが管理・運用する主な情報内容】

- ・所有者・使用者の個人情報(名称、住所、履歴等)
 - ・自動車の諸元情報(車両重量、長さ・幅・高さ等)
 - ・自動車の環境性能に関する情報(燃費基準・排出ガス規制・騒音規制達成状況等)
 - ・徴税に関する情報(自動車重量税納付額)
 - ・盗難情報、違反に関する情報
 - ・リコールに関する情報
- など

自動車保有関係手続きのワンストップサービス化①

自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税(国税、県税)の納税等)について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図る観点から、オンライン申請によるワンストップサービス化を推進。

ワンストップサービス化のイメージ



稼働開始:
平成17年12月26日

稼働地域:
岩手、群馬、茨城、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫
(10都府県)

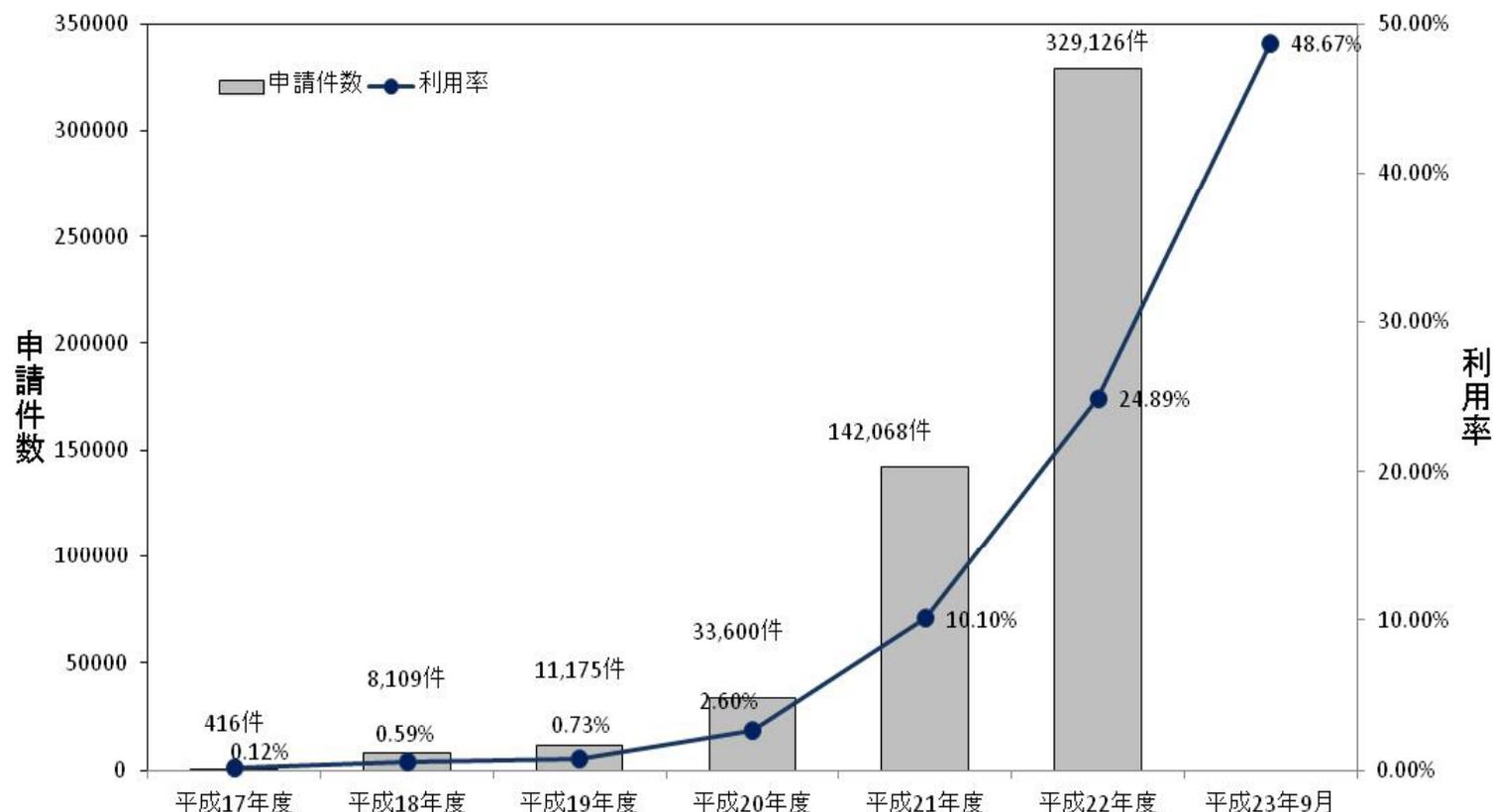
対象手続:
型式指定車(国がサンプル車を審査済の量販車)の新車新規登録

利用実績:

H21年度	: 142,068件 (利用率:10.10%)
H22年度	: 329,126件 (利用率:24.89%)
H23年9月分	: 68,799件 (利用率:48.67%)

【利便性向上の取組み例(19年11月)】
本人確認として、住基カードに加え、印鑑証明書等の別送による確認を開始

自動車保有関係手続きのワンストップサービス化②



【稼働日】

平成17年12月26日
東京
神奈川
愛知
大阪

平成18年 4月24日
埼玉
静岡

平成19年 1月29日
岩手
群馬
茨城
兵庫

平成22年度の支局別OSS申請実績

運輸支局	東京	神奈川	愛知	大阪	埼玉	静岡	岩手	群馬	茨城	兵庫	合計
OSS 申請件数	75,914	38,537	59,904	62,386	33,805	17,726	5,972	4,699	2,154	28,029	329,126
自動車登録件数	212,560	181,601	245,020	163,738	152,966	99,198	23,833	59,338	72,323	111,815	1,322,392
OSS 申請率	35.71%	21.22%	24.45%	38.10%	22.10%	17.87%	25.06%	7.92%	2.98%	25.07%	24.89%

平成23年9月の支局別OSS申請実績

運輸支局	東京	神奈川	愛知	大阪	埼玉	静岡	岩手	群馬	茨城	兵庫	合計
OSS 申請件数	12,758	7,995	14,402	9,380	8,413	7,572	603	1,887	1,082	4,707	68,799
自動車登録件数	22,756	20,020	27,618	17,612	15,769	10,062	2,806	6,126	7,097	11,482	141,348
OSS 申請率	56.06%	39.94%	52.15%	53.26%	53.35%	75.25%	21.49%	30.80%	15.25%	40.99%	48.67%